において準用する場合を含む。）の規定によつて前年度中に還付すべきことが確定した税額（同法第603条の２第６項ただし書、附則第31条の３の２第３項ただし書又は第31条の３の３第２項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けた場合における当該税額のうち未納となつていた額を含む。）

二　土地の取得に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（A－C）×（3／100）－（B－D）×（4／100）｝－E－（F－G＋H）〕×0.735

算式の符号

A　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第２項若しくは附則第31条の２の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額

［略］

［三　略］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・二八五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・九四三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九六五を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

3項において準用する場合を含む。）の規定によつて前年度中に還付すべきことが確定した税額（同法第603条の２第６項ただし書、附則第31条の３の２第３項ただし書又は第31条の３の３第２項ただし書の規定の適用を受けていた者が、同法第603条の２第１項、附則第31条の３の２第１項又は第31条の３の３第１項の認定を受けた場合における当該税額のうち未納となつていた額を含む。）

二　土地の取得に対して課する分

次の算式によつて算定した額

算式

〔｛（A－C）×（3／100）－（B－D）×（4／100）｝－E－（F－G＋H）〕×0.735

算式の符号

A　前年度に課税の対象となつた土地（地方税法第586条、第587条第２項、附則第31条の２、第31条の２の２、第38条第４項、第39条第６項若しくは同条第７項の規定により非課税となるもの又は同法第595条の規定による免税点未満のものを除く。）の取得価額

［同左］

［三　同上］

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二・三　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・二四九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・〇九八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式